

津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が締結する契約等に係る暴力団、暴力団関係者及び暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当な介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 契約等 本市が締結する契約、協定その他これらに類するものであって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事の契約

イ 測量業務、土木・建築関係コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、環境調査業務その他建設工事に関連する業務の契約

ウ 設備保守、清掃、警備、電算システムの開発その他の役務の提供又は物件の製造請負に係る委託契約

エ 物件の購入、売払い、借入れ、貸与等の契約

オ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る契約

カ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に係る協定

キ アからカまでに掲げるもののほか、特段の事情があるとして市長が指定する契約等以外の契約、協定その他これらに類するもの

(2) 入札参加資格者等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条第1項に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載された者

イ アに掲げる者以外の者であって、本市の競争入札の参加者となるもの又は随意契約の相手方となるもの（相手方を特定するために見積書を徴しようとし、又は特定する手続に参加させようとする者を含む。）

ウ ア及びイに掲げる者以外の者であって、契約等の相手方となるため、本市に申請、登録の申込み等を行ったもの

(3) 法人等 法人、法人格を有しない団体又は個人事業主をいう。

- (4) 役員等 次のいずれかに該当する者をいう。
- ア 法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者
 - イ 法人格を有しない団体において、代表者及び経営に実質的に関与している者
 - ウ 個人事業主にあっては、その者及びその者の支配人
- (5) 下請負人等 下請負人（一次下請以降のすべての下請負人を含む。）及び再受託者（再受託以降のすべての受託者を含む。）並びに契約等の相手方、下請負人又は再受託者が当該契約等の履行に関して締結するすべての契約、協定その他これらに類するものの相手方をいう。
- (6) 資材販売業者 資材等を扱う次に掲げる者をいう。
- ア 法人又は個人が経営する会社等
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体及びその構成員
 - ウ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合及びその構成員
 - エ その他資材等を販売する事業者及びその構成員
- (7) 廃棄物処理施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設及び廃棄物処理法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。
- (8) 廃棄物処理業者等 廃棄物処理法第 7 条第 12 項に規定する一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者、廃棄物処理法第 14 条第 12 項に規定する産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者並びに廃棄物処理法第 14 条の 4 第 12 項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者をいう。
- (9) 契約者等 入札参加資格者等若しくはその役員等、下請負人等若しくはその役員等、廃棄物処理業者等若しくはその役員等又は資材販売業者若しくはその役員等をいう。
- (10) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (11) 暴力団関係者 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）のほか、暴力団又は暴力団員に協力し、又は関与する等、

これらと関わりを持つ者その他集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等関係行政機関から通報があった者又は警察等関係行政機関が確認した者をいう。

(12) 暴力団関係法人等 暴力団又は暴力団関係者が、経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等をいう。

(13) 不当介入 受注者及び下請負人等（以下「受注者等」という。）に対して行われる契約等の履行に関する不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）及び妨害（不法な行為等で、契約等の履行の障害となるものをいう。）をいう。

（警察等関係行政機関からの通報に伴う対応）

第3条 市長は、契約者等が別表のいずれかに該当するとして警察等関係行政機関から通報があったときは、この要綱に基づき適切な措置を講じるものとする。

（警察等関係行政機関からの情報入手に伴う措置）

第4条 市長は、必要と認めるときは、契約者等が別表のいずれかに該当するか否かを警察等関係行政機関に照会することができる。

2 市長は、前項の規定による照会の結果、入札参加資格者等又は入札参加資格者等の役員等が別表のいずれかに該当すると確認したときは、前条と同様の措置を講じるものとする。

（契約等からの排除及び契約等の解除）

第5条 市長は、第3条の通報又は前条第2項の確認によって契約者等が入札参加資格者等として不適当と認めるときは、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行。以下「指名停止基準」という。）に基づき、適切な措置（以下「指名停止基準に基づく措置」という。）（第2条第2号イ又はウに該当する者の場合にあっては、指名停止基準に準じた措置又は受注者等から当分の間排除する措置（以下これらの措置を「指名停止基準に準じた措置」という。））を講じるものとする。

2 市長は、警察等関係行政機関から下請負人等が別表のいずれかに該当するとして通報があったときは、当該事実を受注者等に通知するものとする。この場合において、受注者等が別表のいずれかに該当すると知りながらその者を下請負人等としていたときは、前項の規定と同様の措置を講じるものとする。

3 市長は、第1項の規定による措置を受けた入札参加資格者等と契約等を締結しているときは、当該契約等を解除することができるものとする。

- 4 市長は、下請負人等が別表のいずれかに該当すると認められるときは、受注者に対し、又は受注者を通じて当該下請負人等との契約、協定その他これらに類するものの解除を求めることができるものとする。この場合において、受注者がこの要求に従わなかったときは、第1項の規定と同様の措置を講じるものとする。

(契約等における資材購入等の排除及び契約等の解除)

第6条 受注者等は、資材販売業者若しくは廃棄物処理業者等又はその役員等が別表のいずれかに該当すると認められるときは、当該資材販売業者から契約等に係る資材等を購入し、又は契約等に関し当該廃棄物処理業者等が有する廃棄物処理施設若しくは廃棄物処理業者等を使用してはならない。

- 2 市長は、警察等関係行政機関から資材販売業者又は廃棄物処理業者等が別表のいずれかに該当するとして通報があったときは、当該事実を受注者等に通知するものとする。この場合において、受注者等が当該事実を知りながら前項に違反していると認められるときは、指名停止基準に基づく措置(第2条第2号イ又はウに該当する者の場合にあっては、指名停止基準に準じた措置)を講じるものとする。

- 3 市長は、別表のいずれかに該当すると認められる資材販売業者から資材等を購入し、又は廃棄物処理業者等が有する廃棄物処理施設若しくは廃棄物処理業者等を使用している入札参加資格者等と契約等を締結しているときは、当該契約等を解除することができるものとする。

- 4 市長は、受注者等が別表のいずれかに該当すると認められる資材販売業者から資材等を購入し、又は廃棄物処理業者等が有する廃棄物処理施設若しくは廃棄物処理業者等を使用している入札参加資格者等と契約、協定その他これらに類するものを締結しているときは、受注者に対し、当該資材販売業者又は廃棄物処理業者等との契約、協定その他これらに類するものの解除を求めることができるものとする。この場合において、受注者がこの要求に従わなかったときは、第2項の規定と同様の措置を講じるものとする。

(不当介入に対する措置)

第7条 市長は、受注者等が契約等の履行に際して暴力団等による不当介入を受けたときは、受注者に対し直ちに本市への報告を求めるとともに、所轄の警察署への通報及び警察等の捜査上必要な協力を行うよう指導するものとする。

- 2 市長は、受注者から前項の報告があったときは、速やかに津警察署長又は津南警察署長と協議を行い、受注者を適切に指導するものとする。

- 3 市長は、津警察署長又は津南警察署長から、受注者等が所轄の警察署への通報を怠ったことが認められるとの連絡を受けたときは、受注者からその事情を聴取するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による聴取の結果、受注者等による所轄の警察署への通報及び受注者による本市への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為があったと認めるとき（正当な理由なく不当な介入に漫然と対応するなどし、これを通報及び報告しなかったとき等をいい、不当要求はあったものの要求の程度が極めて軽微で受注者等において直ちに拒否する等、適正かつ適確に対応し、以後の要求がないようなときは除く。）は、指名停止基準に基づく措置（第2条第2号イ又はウに該当する者の場合にあっては、指名停止基準に準じた措置）を講じるものとする。
- 5 市長は、前項の規定による措置を受けた入札参加資格者等と契約等を締結しているときは、当該契約等を解除することができるものとする。
- 6 市長は、受注者等が不当介入を受けたことを理由に受注者から契約期間の延長等の措置を求められたときは、津警察署長又は津南警察署長との協議内容を踏まえ、適切な契約期間の延長等を行うものとする。

（情報の管理）

第8条 市長は、知り得た情報を適切に管理し、当該情報の漏えい防止に努めるものとする。

（津警察署長及び津南警察署長との連携）

第9条 第3条から第7条までの規定に基づき措置を講じるときの具体的な手続については、市長と津警察署長及び津南警察署長との間で別途定めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市長は、この要綱の運用に当たっては警察等関係行政機関との密接な連携を行うものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成27年11月1日から施行し、同日以後に締結する契約等について適用する。

別表（第3条―第6条関係）

- 1 暴力団等と認められるとき。
- 2 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団等の威力を利用するなどしたと認められるとき。
- 3 暴力団等に対して直接又は間接を問わず資金等の供給、資材等の購入又は便宜供与など積極的に暴力団等の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- 4 暴力団等と密接な関係を有していると認められるとき（友人又は知人等として暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にする等の交遊をしているときをいい、年1回会う等の事実があるときを含み、特定の場所で偶然出会ったとき等を除く。）。
- 5 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき（暴力団事務所の新築等の工事を請け負う、又は暴力団等が開催するパーティーその他の会合に招待する、招待される、若しくは同席するような関係をいい、特定の場所で偶然出会ったとき等を除く。）。
- 6 暴力団等であると知りながら、これを不当に利用するなどしたと認められるとき。